

一般社団法人SDパートナー支援協会 入退会規程

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人SDパートナー支援協会（以下「この法人」という）の入会及び退会に関し必要な事項を定め、この法人が廃棄物処理業者及び環境保全やリサイクルに係わる中小企業により組織される団体として発展することを目的とする。

【入会】

第2条 この法人の定款（以下「定款」という）第7条の規定による申込みは、様式第1号によるもののほか、次の各号の区分に応じ、それぞれの書類を添付するものとする。

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 一 正会員（法人） | 会社登記事項証明書（商業登記簿謄本）
事業概要を示した書類 |
| 二 正会員（個人） | 当該個人の身分を証する書類
（運転免許証、健康保険証等で可） |
| 三 賛助会員（法人） | 会社登記事項証明書（商業登記簿謄本）
事業概要を示した書類 |
| 四 賛助会員（個人） | 当該個人の身分を証する書類
（運転免許証、健康保険証等で可） |

【審査】

第3条 理事会は前条の規定により提出された内容を、次の各号の基準に従って審査し、入会の承認に係る諾否について決議するものとする。

- 書類等（前条の規定による場合にあつては当該説明及び資料を含む、次号において同じ）に不実がないこと
 - 書類等からこの法人の会員としてふさわしいと認められる者であること
 - 過去にこの法人の会員であつて定款第10条の規定により除名を受けた者である場合にあつては当該除名を受けた日から5年を経過していること
- 2 この法人は、理事会において入会を承認したときは様式第2号により、承認しなかったときは様式第3号により、入会の申込みを行った者に対し速やかに通知しなければならない。

【会員の権利の発生】

第4条 この法人の会員（以下「会員」という）の権利は、理事会において入会を承認された後、この法人の会費等に関する規程（以下「会費規程」という）第2条の

規定による入会金及び第3条の規定による会費の納入をもって発生する。

【入会金及び会費の納入等】

第5条 様式第2号による通知を受けた者は、30日以内に前条の規定による入会金及び会費をこの法人所定の方法により一括して納入しなければならない。ただし会費規程第3条の規定による会費にあつては、当該通知を受けた月から12月までに係る月割りの額を納入するものとする。

- 2 この法人の正会員は、前項の場合を除き、毎年1月から同年12月までに係る会費を当該年1月末日までに、この法人所定の方法によりそれぞれ一括して納入しなければならない。
- 3 この法人の賛助会員は、第1項の場合を除き、毎年1月から同年12月までに係る会費を当該年1月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定により納入された入会金及び会費については、これを返還しない。

【名簿等】

第6条 会員は、この法人が作成しインターネット上で管理するウェブサイト（以下「名簿等」という）に掲載するものとする。

【変更届】

第7条 会員は、名簿等の掲載内容に変更が生じた場合にあっては速やかにこの法人に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

【会費の滞納】

第8条 第5条第1項から第3項までの規定による入会金及び会費の納入がない会員があるときは、この法人は当該会員に対し当該納入を促すとともに、会員としての継続の意思を確認するものとする。

【勸告】

第9条 この法人は、次の各号のいずれかに至ったときは、理事会による決議を受けて当該会員に対し様式第5号により退会を勧告することができる。

- 一 会員が定款第10条各号のいずれかに該当したとき
- 二 前条の規定により会員としての継続の意思を確認したにも係らず、なお会員により第5条第1項から第3項までの規定による入会金及び会費の納入がないとき

【退会】

第10条 定款第9条の規定による退会届は、様式第6号によるものとする。

- 2 退会の日は、前項の規定による退会届をこの法人が受理した日とする。
- 3 退会した者、定款第10条の規定により除名された者、定款第11条の規定により会員資格を喪失した者は、この法人の掲示板及びウェブサイトにおいて告示

するものとする。

【会員の地位の承継】

第11条 会員が、他の法人等と合併したことにより、又は他の法人等により吸収されたことにより別の法人格となったときは、従前の地位は承継されない。

2 前項を除く会員の地位の承継については、適宜、理事会において決議するものとする。

【その他】

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な定めが生じたときは、この法人の代表理事がこれを定める。

附 則

【施行期日】

1. この規程は、平成30年1月11日から施行する。

【経過措置】

2. この規程が施行される前の入退会は、この規程に基づいて行われたものとみなす。